

公益財団法人東京都福祉保健財団理事会規程

平成15年3月14日
規 程 第 9 号

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団定款（以下「定款」という。）第44条の規定に基づき、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）の理事会に関する事項について定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

—

(理事及び監事以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じて理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(招集手続)

第4条 理事会は定款第33条の規定に基づき理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(欠席)

第5条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(決議)

第6条 理事会の決議は、定款第35条第1項の規定の定めによる。

2 法令及び定款に定めるもののほか、次の事項は理事会の決議を経なければならない。

(1) 財団が執行すべき事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃

- (2) 不服の申立及び訴訟に関する事
- (3) 損害賠償の決定及び和解に関する事
- (4) 債務の免除に関する事
- (5) 負担付寄附又は贈与を受ける事
- (6) 財団の規程、要綱等に定める場合のほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸付ける事
- (7) 財団の業務の運営に係る東京都の条例、規則の制定あるいは変更の請求に関する事

(報告)

第7条 理事長、副理事長及び常務理事は、職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事又は監事が全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

、

(欠席者に対する通知)

第8条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、理事会の議事の経過要領及びその結果について遅滞なく報告しなければならない。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、財団事務局が処理する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団と公益財団法人城北労働・福祉センターとが締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。